

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成23年2月10日

【四半期会計期間】 第32期第3四半期(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

【会社名】 ナビタス株式会社

【英訳名】 NAVITAS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 上野良武

【本店の所在の場所】 大阪府堺市堺区石津北町9番1号

【電話番号】 072(244)1231(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 眞柄光孝

【最寄りの連絡場所】 大阪府堺市堺区石津北町9番1号

【電話番号】 072(244)1231(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 眞柄光孝

【縦覧に供する場所】 ナビタス株式会社東京支店
(東京都豊島区巣鴨一丁目2番5号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第31期 第3四半期連結 累計期間	第32期 第3四半期連結 累計期間	第31期 第3四半期連結 会計期間	第32期 第3四半期連結 会計期間	第31期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (千円)	3,114,291	2,480,808	1,111,748	790,255	3,929,529
経常利益又は経常損失 () (千円)	76,486	9,847	29,521	15,267	80,359
四半期純利益又は四半期 (当期)純損失() (千円)	117,790	29,124	45,589	15,219	106,764
純資産額 (千円)			4,084,677	4,018,213	4,099,588
総資産額 (千円)			5,866,983	5,024,048	5,453,642
1株当たり純資産額 (円)			795.76	791.97	798.70
1株当たり四半期純利益 金額又は四半期(当期) 純損失金額() (円)	22.70	5.70	8.83	3.00	20.63
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)			69.6	80.0	75.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	293,141	319,684			150,525
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	13,045	68,103			15,014
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	95,023	92,084			99,465
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)			1,991,756	1,356,745	1,848,531
従業員数 (人)			129	124	130

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後の1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお、第31期及び第31期第3四半期連結累計(会計)期間については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び連結子会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。
また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	124
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	79
---------	----

(注) 従業員数は就業人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同四半期比(%)
印刷機器関連事業	755,887	32.2
合計	755,887	32.2

(注) 1 金額は、販売価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同四半期比(%)	受注残高(千円)	前年同四半期比(%)
印刷機器関連事業	729,377	25.0	318,206	+30.9
合計	729,377	25.0	318,206	+30.9

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
印刷機器関連事業	790,255	28.9
合計	790,255	28.9

(注) 1 主な相手先の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
SUZHOU YI QUAN ELECTRONIC TECHNOLOGY	272,545	24.5	-	-
日本ぱちんこ部品㈱	-	-	86,011	10.9

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、堅調な新興国需要による下支えはあったものの、政府の景気刺激策の駆け込み需要の反動による個人消費の落ち込みや円高の影響による輸出の減速などにより、企業業績は緩やかな回復をみせるものの依然として景気は足踏み状態となっております。

当社グループが属する特殊印刷業界におきましても、国内の生産量は底打ち感があるものの、機械設備に対する投資意欲は慎重であります。一方、海外市場、特に中国市場では、更に様々な製品において特殊印刷の用途が広がってきており、その需要は拡大してきております。しかし、これまで主要市場であったノートパソコン市場での転写フィルムの需要の落ち込みが大きく、厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、関連資材の販売を中心に積極的な営業活動に注力しつつ、引き続き原価低減や固定費の圧縮を行い、経営体質の改善強化に努めてまいりました。

しかしながら、当第3四半期連結会計期間の業績につきましては、売上高は7億90百万円（前年同期比28.9%減）と前年同期と比較して3億21百万円の減収となりました。利益面におきましては、営業利益9百万円（前年同期は営業損失1百万円）、経常利益15百万円（前年同期は経常利益29百万円）となり、四半期純利益は15百万円（前年同期は四半期純損失45百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末と比較して4億29百万円減少し、50億24百万円となりました。これは主として受取手形及び売掛金が2億4百万円増加し、現金及び預金が4億91百万円、仕掛品が64百万円それぞれ減少したことによるものであります。

負債は、前連結会計年度末と比較して3億48百万円減少し、10億5百万円となりました。これは主として支払手形及び買掛金が2億8百万円、役員退職慰労引当金が1億27百万円減少したことによるものであります。

純資産は、前連結会計年度末と比較して81百万円減少し、40億18百万円となりました。これは主として利益剰余金が47百万円、その他有価証券評価差額金が11百万円減少し、また、自己株式を16百万円取得したことによるものであります。

これらの結果、自己資本比率は、前連結会計年度末と比較して4.8ポイント増加し、80.0%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物は、前連結会計年度末と比較して4億91百万円減少し、13億56百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローでは、1億67百万円の支出（前年同期は1億34百万円の収入）となりました。これは主として税金等調整前四半期純利益の計上14百万円、減価償却費の計上19百万円、売上債権の増加1億90百万円、仕入債務の減少25百万円によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローでは、3百万円の支出（前年同期は1百万円の収入）となりました。これは主として有形固定資産の取得による支出5百万円、出資金の分配による収入2百万円によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローでは、33百万円の支出（前年同期は44百万円の支出）となりました。これは主として配当金の支払33百万円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

当社は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、予め当社の取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対する対応方針（以下「本方針」といいます。）を導入しております。

本方針に対する基本的な考え方

当社取締役会は、株式の大規模買付等であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に対する判断は、最終的に当社株式を保有する当社株主の皆様にご委ねられるべきものであると考えます。

もっとも、大規模買付行為がなされた場合、株主の皆様が当該行為の是非及び株式継続保有の是非をご判断いただくためには、当社取締役会及び大規模買付者双方から株主の皆様へ適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。大規模買付行為による当社及び当社グループへの影響、大規模買付者が当社の経営に参画した場合の経営方針や事業計画の内容、大規模買付行為に関する当社取締役会の意見等は、株主の皆様が大規模買付行為の是非や株式継続保有の是非をご判断いただく際の重要な判断材料になるものと存じます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に関しては、大規模買付者から事前に株主の皆様への判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供される機会を確保し、かかる情報が提供された後、速やかに大規模買付行為の是非を検討して、独立の外部専門家等の助言を受けながら意見を形成し、公表する所存であります。さらに、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。

かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様には当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が当社取締役会から提示された場合には）その代替案をご検討いただくことが可能となり、最終的な応否を適切に決定していただけることとなります。

当社取締役会は、大規模買付行為が上記の意見を具現化した一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値・株主共同の利益に合致すると考え、事前の情報提供に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することといたしました。

大規模買付ルールの概要

イ．情報の提供

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した大規模買付ルールに従う旨の意向表明をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のための必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供いただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- a. 大規模買付行為及びそのグループ（共同保有者、準共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- b. 大規模買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- c. 当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- d. 当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）
- e. 当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

ロ．取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価・検討・交渉、取締役会としての意見形成及び取締役会による代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）とし、その期間内に大規模買付行為についての取締役会としての意見を形成します。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

ハ．独立委員会の設置

大規模買付ルールにおいて、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否か及び対抗処置をとるか否か等の検討及び判断については、その客観性、公正さ及び合理性を担保するため、当社は取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置いたします。独立委員会の構成員、当社の業務執行を行う経営陣及び対象買付者からの独立性が高い有識者3名以上とします（あらかじめ候補者を定めませんが、当社取締役会が経営陣及び対象買付者からの独立性が低いと判断した場合は、候補者を変更するか、候補者以外から独立委員会を選任することがあります）。当社取締役会は、前述の事項の検討及び判断をなすに際して、かかる独立委員会に必ず諮問することとし、独立委員会は、諮問を受けた事項について勧告するものとします。

独立委員会は、その判断の合理性・客観性を高めるために必要に応じ、当社の費用で当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることが出来るものとします。また、当社の取締役、監査役、従業員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求める等、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議及び決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対して勧告を行いません。

当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重し、対抗処置の発動又は不発動につき速やかに決議を行うものとします。当社取締役会の決定に際しては、独立委員会による勧告を最大限尊重し、かつ必ずこのような独立委員会の勧告手続きを経なければならないものとする事により、当社取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を確保しています。また、当社取締役会の決定に際しては、当社監査役の意見も尊重したうえで決定することにより、当社取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を担保しています。

大規模買付行為がなされた場合の対応

イ．大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として当該大規模買付行為に対する対抗処置はとりません（当該買付提案についての反対意見の表明、代替案の提示等をする事はございます）。

大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、外部専門家等の意見も参考にし、監査役の意見も十分尊重し、独立委員会の勧告を最大限に尊重したうえで、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合であると、当社取締役会が判断したときには、当社取締役会は当社株主の皆様利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。

ロ．大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的とし、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社の定款が認める対抗処置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗処置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また、監査役の意見も十分に尊重したうえで、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は4,852千円であります。
なお、当第3四半期連結会計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,780,000
計	15,780,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 未現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,722,500	5,722,500	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は1,000株であります。
計	5,722,500	5,722,500		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日		5,722,500		1,075,400		942,600

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 648,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,026,000	5,026	
単元未満株式	普通株式 48,500		
発行済株式総数	5,722,500		
総株主の議決権		5,026	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には当社所有の自己株式309株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ナビタス株式会社	大阪府堺市堺区石津北町 9番1号	648,000		648,000	11.32
計		648,000		648,000	11.32

(注) 当第3四半期会計期間末の自己株式数は、648,819株であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	300	299	300	293	284	272	272	260	290
最低(円)	280	260	267	266	262	250	252	250	260

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月11日以前は大阪証券取引所(JASDAQ市場)におけるものであり、平成22年10月12日以降は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,356,745	1,848,531
受取手形及び売掛金	² 951,952	² 747,098
商品及び製品	111,273	97,242
仕掛品	327,883	392,243
原材料及び貯蔵品	113,192	91,165
その他	72,629	132,885
貸倒引当金	1,604	2,717
流動資産合計	2,932,072	3,306,449
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	607,546	631,050
土地	1,027,570	1,027,570
その他(純額)	54,953	69,305
有形固定資産合計	¹ 1,690,070	¹ 1,727,926
無形固定資産	16,317	31,381
投資その他の資産		
投資有価証券	258,051	206,583
その他	128,934	185,293
貸倒引当金	1,398	3,992
投資その他の資産合計	385,587	387,885
固定資産合計	2,091,975	2,147,193
資産合計	5,024,048	5,453,642
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	800,262	1,008,707
未払法人税等	8,446	7,266
未払消費税等	8,573	6,587
賞与引当金	11,671	17,045
その他	84,069	93,698
流動負債合計	913,023	1,133,305
固定負債		
退職給付引当金	35,070	35,459
役員退職慰労引当金	55,240	182,789
その他	2,500	2,500
固定負債合計	92,811	220,749
負債合計	1,005,834	1,354,054

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,075,400	1,075,400
資本剰余金	942,600	942,600
利益剰余金	2,242,026	2,289,454
自己株式	233,388	217,224
株主資本合計	4,026,637	4,090,230
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,077	8,767
為替換算調整勘定	5,346	590
評価・換算差額等合計	8,424	9,358
純資産合計	4,018,213	4,099,588
負債純資産合計	5,024,048	5,453,642

(2)【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	3,114,291	2,480,808
売上原価	2,549,828	1,913,914
売上総利益	564,462	566,894
販売費及び一般管理費	638,195	565,613
営業利益又は営業損失()	73,732	1,280
営業外収益		
受取利息	902	272
受取配当金	8,137	14,589
受取賃貸料	10,131	10,189
その他	3,881	1,954
営業外収益合計	23,052	27,006
営業外費用		
支払利息	291	645
為替差損	24,952	17,376
その他	561	417
営業外費用合計	25,806	18,439
経常利益又は経常損失()	76,486	9,847
特別利益		
貸倒引当金戻入額	-	1,117
保険解約返戻金	-	35,242
特別利益合計	-	36,360
特別損失		
工具器具備品除却損	306	8
投資有価証券評価損	-	851
投資有価証券償還損	1,550	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	770
特別損失合計	1,856	1,630
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	78,342	44,577
法人税等	39,447	15,452
少数株主損益調整前四半期純利益	-	29,124
四半期純利益又は四半期純損失()	117,790	29,124

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	1,111,748	790,255
売上原価	912,449	597,054
売上総利益	199,299	193,200
販売費及び一般管理費	200,676	184,129
営業利益又は営業損失()	1,377	9,071
営業外収益		
受取利息	13	15
受取配当金	5,834	6,994
受取賃貸料	3,204	3,151
為替差益	21,028	-
その他	1,039	1,111
営業外収益合計	31,119	11,272
営業外費用		
支払利息	52	37
為替差損	-	4,936
その他	167	101
営業外費用合計	220	5,076
経常利益	29,521	15,267
特別損失		
工具器具備品除却損	-	8
投資有価証券評価損	-	336
特別損失合計	-	345
税金等調整前四半期純利益	29,521	14,922
法人税等	75,111	296
少数株主損益調整前四半期純利益	-	15,219
四半期純利益又は四半期純損失()	45,589	15,219

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	78,342	44,577
減価償却費	72,157	57,729
貸倒引当金の増減額(は減少)	794	3,707
賞与引当金の増減額(は減少)	12,065	5,224
退職給付引当金の増減額(は減少)	31,414	388
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	8,223	127,549
受取利息及び受取配当金	9,040	14,862
支払利息	291	645
為替差損益(は益)	2,306	10,654
有形固定資産除売却損益(は益)	306	8
投資有価証券評価損益(は益)	-	851
投資有価証券償還損益(は益)	1,550	-
売上債権の増減額(は増加)	147,671	218,012
たな卸資産の増減額(は増加)	56,655	27,181
仕入債務の増減額(は減少)	403,441	205,756
未払又は未収消費税等の増減額	3,130	49,814
その他	23,986	47,102
小計	309,165	336,936
利息及び配当金の受取額	9,040	14,809
利息の支払額	291	645
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	24,772	3,087
営業活動によるキャッシュ・フロー	293,141	319,684
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	6,543	5,545
有形固定資産の売却による収入	-	1,850
無形固定資産の取得による支出	5,779	-
投資有価証券の取得による支出	79,927	269,822
投資有価証券の償還による収入	100,000	200,000
出資金の分配による収入	5,295	5,413
投資活動によるキャッシュ・フロー	13,045	68,103
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	3,963	-
短期借入金の返済による支出	-	4,047
自己株式の取得による支出	25,950	16,164
配当金の支払額	73,035	71,873
財務活動によるキャッシュ・フロー	95,023	92,084
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,399	11,913
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	208,764	491,786
現金及び現金同等物の期首残高	1,782,992	1,848,531
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,991,756	1,356,745

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

項目	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 なお、この変更による影響は軽微であります。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
税金費用の計算 当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。 ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。 なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 1,713,208千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 1,677,897千円
2 四半期連結会計期間末日満期手形 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末残高に含まれております。 受取手形 49,727千円	2

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりです。 給料手当及び賞与 220,477千円 賞与引当金繰入額 6,088千円 退職給付費用 10,282千円 役員退職慰労引当金繰入額 7,775千円 貸倒引当金繰入額 794千円	販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりです。 給料手当及び賞与 210,987千円 賞与引当金繰入額 5,940千円 退職給付費用 12,371千円 役員退職慰労引当金繰入額 5,841千円

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日至平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりです。 給料手当及び賞与 66,419千円 賞与引当金繰入額 5,083千円 退職給付費用 2,622千円 役員退職慰労引当金繰入額 2,108千円 貸倒引当金繰入額 330千円	販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりです。 給料手当及び賞与 61,285千円 賞与引当金繰入額 6,184千円 退職給付費用 4,343千円 役員退職慰労引当金繰入額 1,797千円 貸倒引当金繰入額 318千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定と一致しております。 1,991,756千円	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定と一致しております。 1,356,745千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	5,722,500

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	648,819

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	38,496	7.5	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
平成22年11月5日 取締役会	普通株式	38,056	7.5	平成22年9月30日	平成22年12月9日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

当社及び連結子会社の事業は、印刷機器関連の単一事業であります。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

当社及び連結子会社の事業は、印刷機器関連の単一事業であります。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

全セグメントの売上高の合計に占める「日本」の割合がいずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

全セグメントの売上高の合計に占める「日本」の割合がいずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	アジア	その他	計
海外売上高(千円)	520,830	718	521,549
連結売上高(千円)			1,111,748
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	46.8	0.1	46.9

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する国または地域の主な内訳は次のとおりであります。

アジア：中国、タイ、台湾等

その他：アメリカ等

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高であります。

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	アジア	その他	計
海外売上高(千円)	1,640,424	1,885	1,642,310
連結売上高(千円)			3,114,291
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	52.6	0.1	52.7

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する国または地域の主な内訳は次のとおりであります。

アジア：中国、タイ、台湾、シンガポール等

その他：アメリカ等

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高であります。

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年12月31日）及び当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）

当社及び連結子会社の事業は、印刷機器関連の単一セグメントであるため、記載を省略しておりません。

（追加情報）

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日）を適用しております。

（金融商品関係）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
791.97円	798.70円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期 連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	4,018,213	4,099,588
普通株式に係る純資産額(千円)	4,018,213	4,099,588
普通株式の発行済株式数(株)	5,722,500	5,722,500
普通株式の自己株式数(株)	648,819	589,679
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (株)	5,073,681	5,132,821

2 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額() 22.70円	1株当たり四半期純利益金額 5.70円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 -円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 -円

(注) 1 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお、当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	117,790	29,124
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	117,790	29,124
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	5,188,390	5,107,622

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純損失金額()	8.83円	1株当たり四半期純利益金額	3.00円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-円

(注) 1 前第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお、当第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	45,589	15,219
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	45,589	15,219
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	5,161,155	5,074,101

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

2 【その他】

第32期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）中間配当については、平成22年11月5日開催の取締役会において、平成22年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額 38,056千円

1株当たりの金額 7円50銭

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成22年12月9日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2月12日

ナビタス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 荒井 憲一郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 吉田 敏宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているナビタス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ナビタス株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月10日

ナビタス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 荒井 憲一郎 印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 吉田 敏宏 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているナビタス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ナビタス株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。